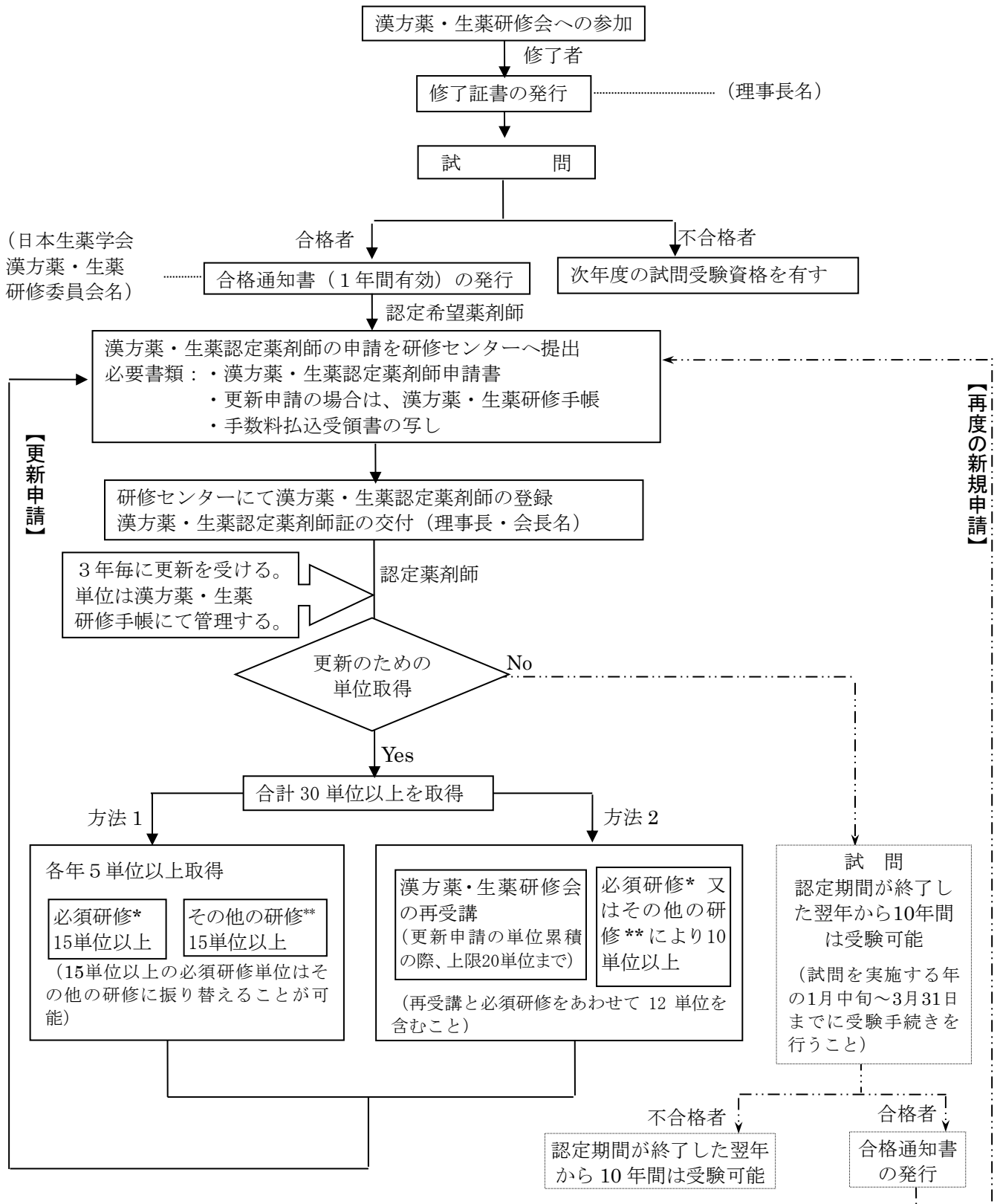


＜漢方薬・生薬認定薬剤師制度の参加から認定まで＞



* 必須研修：日本生薬学会が定め、かつ研修センターに集合・実習研修実施機関として登録されている7団体による研修（日本生薬学会とその支部（北海道・関東・関西）の主催または共催研修、和漢医薬学会の主催研修、日本薬学会（年会、植物化学シンポジウム、天然薬物の開発と応用シンポジウム、天然有機化合物討論会、食品薬学シンポジウムのみ）、及び日本東洋医学会（学術総会、支部学術総会のみ））。

**その他の研修：研修センターの研修認定薬剤師制度上の研修のうち漢方薬・生薬に関するもの（集合研修、グループ研修、自己研修等）。なお、グループ研修、自己研修等の認定申請の際の上限は、研修認定薬剤師制度に準ずる。